# クレイトン・ユッツ法律事務所 ニュースレター

**CLAYTON UTZ** 

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター(第45回)をお届けいたします。

本ニュースレターについて、<u>ニュースレターの内容に関するご質問</u>、<u>その他のご意見やご要望</u>などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2018年11月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

# 今月の主要トピック:

# 外資による居住用地取得に対する追加印紙税

西オーストラリア州(WA州)では、2019年1月1日から、外資("foreign person")による居住用地("residential property")の取得に対して追加で7%の印紙税(以下「外資追加印紙税」といいます。)が課されることになりました。既に他の州では外資に対する追加印紙税が導入されており、WA州はこれにならったかたちになります。

外資追加印紙税は、外資による居住用地の(1)直接取得と(2)居住用地保有者("residential landholder")の株式や持分(非上場の場合は50%以上、上場の場合は90%以上)の取得を通じた間接取得に追加の印紙税を課すものです。居住用地("residential property")は、WA州の土地で、(1)専らまたは主として居住目的で使用可能であるか使用する予定の土地と(2)関連する不動産利用計画に基づく利用規制によって居住目的での利用に限られている更地を指します。なお、デベロッパーについては、一定の要件を満たせば外資追加印紙税の免除を受けることができます。

外資追加印紙税は最大 5.15%の通常の印紙税に加えて課されるため、WA州の居住用地を取得する外資は最大で 12.15%の印紙税が課されることになります。不動産の取得を検討する外国投資家は、外資追加印紙税が課せられるか、免税の申請をすることができるか等について、事前に十分に検討した上で土地取得の手続を進める必要があります。

原文(英語)への<u>リンク</u>はこちら

# Japan Practice 紹介サイト



## ACCC の著作権法ガイドライン案(知財法)

オーストラリア競争・消費者委員会(ACCC)は2018年10月23日に著作権法に関するガイドライン案を公表し、パブリックコメントの受付を開始しました。このガイドラインが成立すれば、著作権紛争解決機関(Copyright Tribunal)が著作権のライセンスに関して合理的な金額その他の条件を決定する際の枠組みが提供されることになります。

本稿では、著作権法ガイドライン案の内容を紹介します。

原文(英語)へのリンクはこちら

## 医薬品販売の仮差止めによって生じた損害額(薬事法)

オーストラリア連邦裁判所は、近時の判決で、仮差止めによってジェネリック医薬品の販売が禁じられたものの、その根拠となった特許が後に無効と判断された場合に、上記仮差止めによって生じた損害をどのように算定するかについて判断を示しました(Sigma Pharmaceuticals (Australia) Pty Ltd v Wyeth [2018] FCA 1556)。

本稿では、判決の内容と判決が実務に与える影響について説明します。

原文(英語)へのリンクはこちら

## WA州の新たな区分所有権スキーム(不動産法)

近時 WA 州において区分所有権修正法案(Strata Titles Amendment Bill 2018 (WA))とコミュニティ所有権法案(Community Titles Bill 2018)が可決されました。これは WA 州がより柔軟かつ現代的な区分所有権法制への移行に向けて重要な一歩を踏み出したことを示すものですが、実際のオペレーションを規律する規則類は依然として作成未了のため、今後の動向を注視する必要があります。

本稿では、WA州の新たな区分権所有スキームの概要を紹介します。

原文(英語)へのリンクはこちら

#### 北部準州の新たな水資源規制(環境法)

2018年10月19日、北部準州政府は水資源規制改正のための Directions Paper(Northern Territory Water Regulatory Reform Directions Paper)を公

## オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、 出版者(信山社)に直接メールにて ご注文いただくか、アマゾンジャパ ンにてご購入いただけます。 表し、北部準州水資源法 (NT Water Act 1992) の改正のためのフィードバックを求めています。フィードバックは 2019 年 3 月 31 日までオンラインで提出できます。

本稿では、この改正案について解説します。

原文(英語)へのリンクはこちら

## 土着文化遺産保護法・実務の明確化(不動産法)

2018 年 10 月 30 日、QLD 州議会は、アボリジニ・トレス海峡諸島民当事者(Aboriginal/Torres Strait Islander parties)を認定する際のいわゆる "last claim standing" rule を復活させる法案を可決しました。その翌日、同州最高裁判所は Mirvac Queensland Pty Ltd v Chief Executive, Department of Aboriginal and Torres Strait Islander Partnerships [2018] QSC 248 において、文化遺産管理計画(cultural heritage management plan)交渉開始後のアボリジニ当事者の変更が計画の進行にどのような影響を与えるかを明確化しました。

本稿では、改正法案と Mirvac 判決の概要について解説します。

原文(英語)へのリンクはこちら

## 北部準州の環境保護法案の変更(環境法)

2018年10月30日、北部準州政府は、同月4日からパブリックコメントのために公開されていた環境保護法案(Environment Protection Bill)と環境保護規則案(Environment Protection Regulations)について、議会提出前に変更を加え、裁判所の審査対象を環境アセスメント手続においてなされた決定に限定すること、原告適格を有する者を決定によって直接に影響を受ける者と決定手続において有効かつ真正な申立てをした者に限定することを公表しました。

本稿では、この環境保護法案の変更について解説します。

原文(英語)へのリンクはこちら

## 最近行われたセミナーのご報告

## オーストラリア労働法の基本と実務上の注意点(2018年8月)

加納弁護士が「オーストラリア労働法の基本と実務上の注意点」をテーマに講演(ブリスベン日本商工会議所主催勉強会)を行い、オーストラリア労働法の基本的な枠組み、労働法制の近時の動向及び実務上の注意点について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料

はこちらのリンクから無料でダウンロードすることができます。

## 2017年の法改正の動向(2017年12月)

加納弁護士が「2017 年の法改正の動向」をテーマに講演(シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾)を行い、競争法、消費者法、倒産法、労働法、個人情報保護法及び外国投資規制の 6 つ重要分野の重要な法改正について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらのリンクから無料でダウンロードすることができます。

# 最近の出版物

## 新版「オーストラリアにおけるビジネス展開」 (2017)

弊所作成にかかる「オーストラリアにおけるビジネス展開(原文は Doing Business in Australia)」と題する小冊子を 2016 年版から 2017 年版に改訂しましたので、お知らせいたします。以下のリンクから無料でダウンロードできますので、是非ご活用ください。

- オーストラリアにおけるビジネス展開(日本語版)
- Doing Business in Australia (英語版原文)

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご留意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之 メール: <a href="mailto:hkano@claytonutz.com">hkano@claytonutz.com</a>



シニアアソシエイト 山浦茂樹 メール: <u>syamaura@claytonutz.com</u>



シニアアソシエイト 鈴木正俊 メール: msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 川合千秋 メール: <u>ckawai@claytonutz.com</u>



ロイヤー 藤崎信吾 (日本に出向中)



ロークラーク 濱田啓太郎 (日本法弁護士・日本から出向中) メール: khamada@claytonutz.com



ロークラーク 小野田春佳 (日本法弁護士・日本から出向中) メール:<u>honoda@claytonutz.com</u>



エグゼクティブ・アシスタント 大竹佳代子

メール: kotake@claytonutz.com